

専決処分の報告について

1 事故の概要

平成28年8月6日(土)午後8時28分頃、第57回いたばし花火大会会場10エリア下段C-11列3番席にて花火を観覧中の被害者の右肩に花火の燃え殻が当たった。Tシャツの右肩部分に黒色の跡が付着し、痛みがあったが、そのまま帰宅した。翌週月曜日に医療機関を受診したところ打撲との診断を受け、1回の治療を行った。

2 相手方の住所及び氏名

[Redacted]

3 損害賠償額

20,754円	(内訳)	治療費	8,130円
		文書費	3,240円
		物損費	5,184円
		慰謝料	4,200円

4 示談成立日

平成29年1月18日

5 示談の処理

区は、本件事故による治療費、文書費、物損費、慰謝料を支払うこととし、併せて本件事故について何ら債権債務が存しないことを相手方と区が確認し示談を交わした。

6 支払い

平成29年2月7日、損害賠償額全額を相手方に支払った。

なお、支払った損害賠償額は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補填される。

7 再発防止策

本件事故で落下した燃え殻は銀笛という部品であったため、安全が確認できるまでの間、この銀笛の使用を中止するとともに、花火打ち上げ場所と観客席までの安全距離を見直し、再発防止に努める。